

**東近江市蒲生医療センターがん診療棟増築工事の施工に伴う
変更協定の締結につき議決を求めることについて**

東近江市蒲生医療センターがん診療棟増築工事の施工に伴う変更協定を次のとおり締結するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び東近江市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年東近江市条例第65号）第2条の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和3年5月31日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

協定内容のうち変更する事項

| | |
|---------|--|
| 協 定 金 額 | 1, 258, 957, 370円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額114, 450, 670円） |
| 変更前協定金額 | 1, 300, 000, 000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額118, 181, 818円） |
| 減 額 | 41, 042, 630円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額3, 731, 148円） |

提案理由

令和2年6月25日に締結した東近江市蒲生医療センターがん診療棟増築工事の施工に伴う協定の一部を変更したく、本議案を提出するものである。